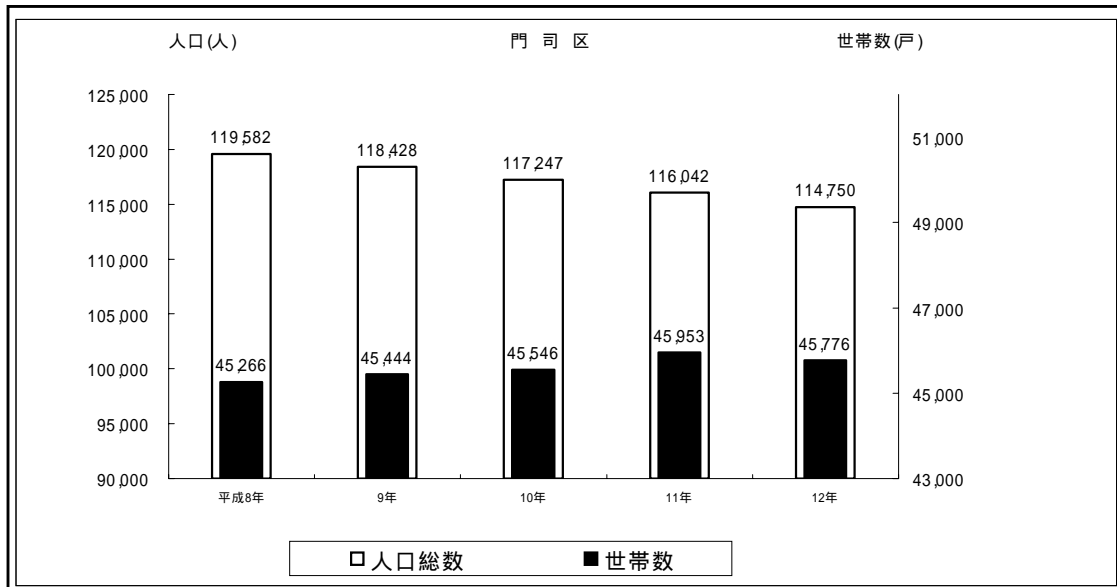


### 3 - 2 社会的状況

#### (1)人口及び産業の状況

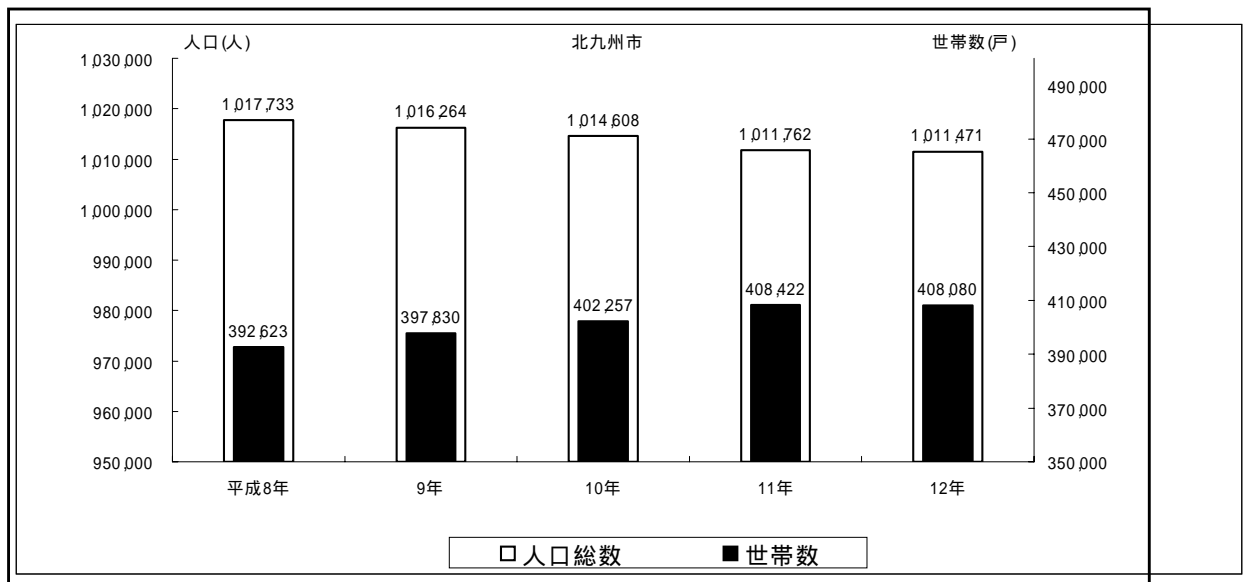
##### 1) 人口

門司区及び北九州市の過去5年間の人口総数及び世帯数の推移は、図3 - 17及び図3 - 18に示すとおりである。平成12年度の門司区の人口総数は114,750人、世帯数は45,776戸であり、また、北九州市の人口総数は1,011,471人、世帯数は408,080戸である。人口総数及び世帯数は、門司区及び北九州市でやや減少している。



出典：「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)

図3 - 17 門司区の人口及び世帯数の推移



出典：「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)

図3 - 18 北九州市の人口及び世帯数の推移

2) 産業

産業別就業者数及び事業所数は、表3-19に示すとおりである。

門司区及び北九州市ともに従業者数及び事業所数の割合は、卸売・小売業・飲食店が最も多く、次いでサービス業となっている。

表3-19 産業別事業所数及び従業者数(平成8年)

区 分	門司区				北九州市			
	事業所数	割合(%)	従業者数(人)	割合(%)	事業所数	割合(%)	従業者数(人)	割合(%)
〔第1次産業〕 農林漁業	1	0.0	1	0.0	15	0.0	146	0.0
〔第2次産業〕 鉱業	12	0.2	128	0.2	25	0.0	364	0.1
建設業	462	7.4	4,124	7.8	4,860	8.6	49,472	9.7
製造業	366	5.8	8,250	15.7	2,818	5.0	84,814	16.6
〔第3次産業〕 電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1	131	0.2	66	0.1	2,833	0.6
運輸・通信業	450	7.2	10,090	19.2	2,095	3.7	43,789	8.6
卸売・小売業・飲食店	2,891	46.0	13,774	26.2	26,534	47.2	155,146	30.4
金融・保険業	86	1.4	825	1.6	1,149	2.0	15,721	3.1
不動産業	315	5.0	511	1.0	3,220	5.7	7,864	1.5
サービス業	1,653	26.3	12,961	24.7	15,315	27.2	138,803	27.2
公務(他に分類されないもの)	34	0.5	1,751	3.3	168	0.3	11,593	2.3
計	6,278	100	52,546	100	56,265	100	510,545	100

出典：「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)

(2)土地利用の状況

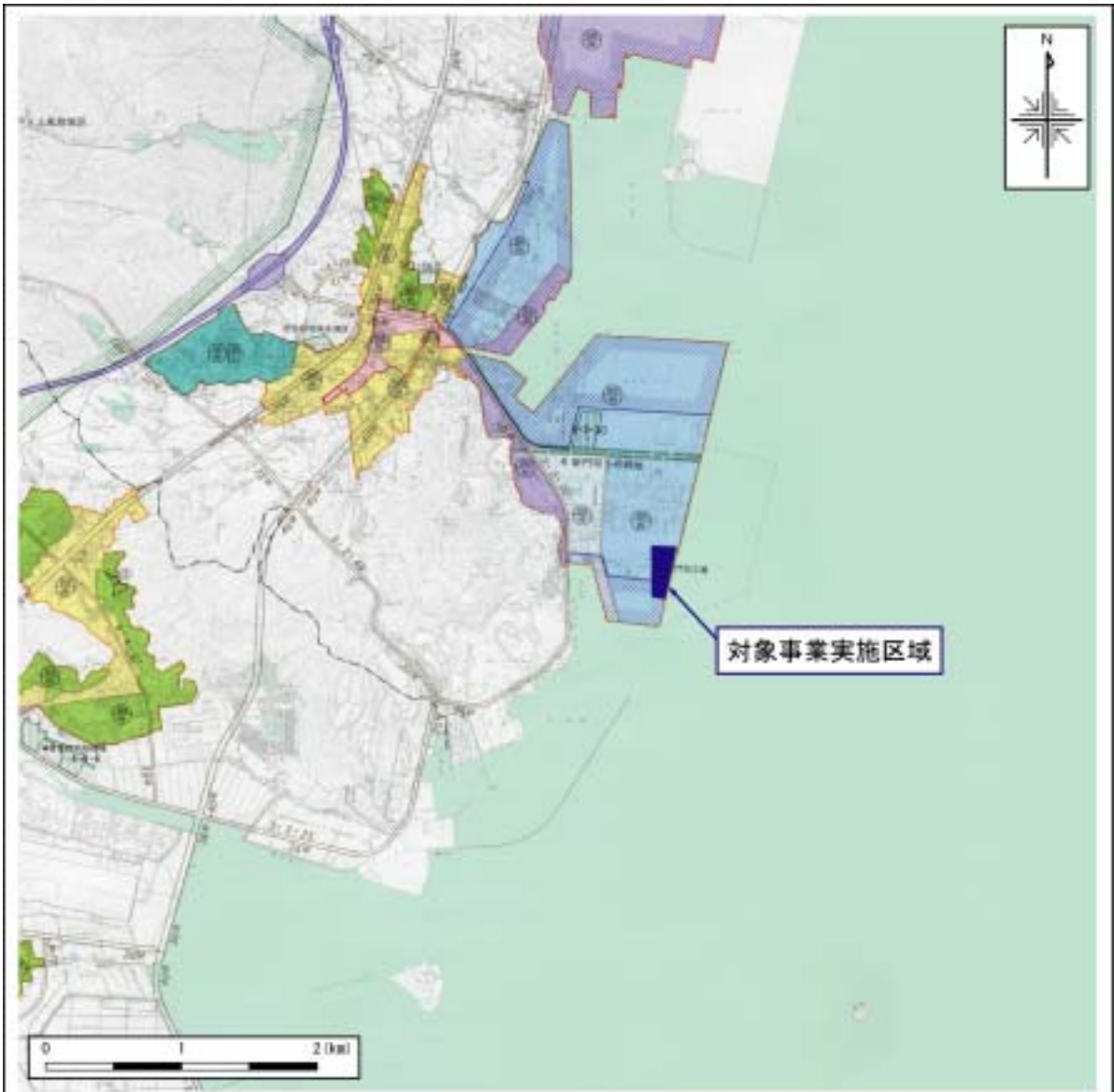
土地利用の状況は、表3-20に示すとおりである。門司区は、宅地(49.1%)、山林(22.2%)、田(12.4%)の順となっており、北九州市も、宅地(49.9%)、山林(19.0%)、田(10.4%)の順となっている。

また、都市計画用途地域指定状況は、図3-19に示すとおりであり、対象事業実施区域は、工業専用地域に指定されている。


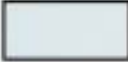










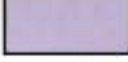



表3-20 土地利用状況(平成13年)

区 分		田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	総数
門司区	面積〔千m <sup>2</sup> 〕	3,061	997	12,186	5,492	1,035	15	1,992	24,778
	割合(%)	12.4	4.0	49.1	22.2	4.2	0.1	8.0	100.0
北九州市	面積〔千m <sup>2</sup> 〕	23,555	9,908	112,674	43,030	16,961	828	19,057	226,013
	割合(%)	10.4	4.4	49.9	19.0	7.5	0.4	8.4	100.0

出典：「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)



【凡例】

	第1種低層住居専用地域		工業地域		区界
	第1種中高層住居専用地域		工業専用地域		市街化地域
	第1種住居地域		臨港地区		都市計画道路
	近隣商業地域		風致地区		九州自動車道
	準工業地域		都市計画公園 緑地・運動場・墓地		
	上段：容積率（％） 下段：建ぺい率（％）		上段：高さの最高限度（M） 下段：外壁の後退距離（M）		

出典：「北九州市都市計画総括図（東部）」（北九州市 平成13年）

図3-19 都市計画図

### (3)河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1)河川の利用状況

対象事業実施区域周辺の河川は、図3 - 8 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要河川としては2級河川の竹馬川（河川延長 6,250m、流域面積 32.01km<sup>2</sup>）及び相割川（河川延長 3,300m、流域面積 9.96km<sup>2</sup>）がある。相割川の水は農業用水及び工業用水として利用され、竹馬川の水は農業用水として利用されている。また、松ヶ江貯水池（5,500m<sup>3</sup>/日）は、上水道の水源として利用されている。なお、「北九州市水産要覧」（北九州市経済局 平成9年）によると、竹馬川水系及び相割川水系には内水面区画漁業権区域は設定されていない。

#### 2)海域の利用状況

対象事業実施区域の前面海域は、特定重要港湾北九州港港湾区域に指定されており、輸送機械、石炭、鉄鋼の港湾貨物輸送のための船舶の航行や停泊の場として利用されている。

また、前面海域は図3 - 20 に示すとおり漁業権が設定されている。



出典：「北九州市水産要覧」（北九州市経済局 平成9年）  
「豊前海区における漁業権の概要」（福岡県 平成12年）より作成

図3 - 20 漁業権分布図

#### (4)交通の状況

##### 1)道路

対象事業実施区域周辺の交通の状況は、図3-21に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側には九州縦貫自動車道、主要地方道門司行橋線（県道25号線）主要地方道新門司港大里線（県道71号線）及び市道吉志新門司1号線が南北方向に走っている。対象事業実施区域周辺の主要道路の自動車交通量は、表3-21に示すとおりである。

表3-21 主要道路の自動車交通量

	観測地点名	平日自動車交通量（台/24h）		
		乗用車類	貨物車類	合計
九州縦貫自動車道	門司区(新門司IC～小倉東IC間)	8,830	14,624	23,454
主要地方道門司行橋線 (県道25号線)	門司区大字吉志(バイパス)	16,345	8,620	24,965
	門司区大字吉志	5,722	2,164	7,886
主要地方道新門司港大里線 (県道71号線)	門司区浦中付近	1,026	497	1,523

出典：「平成11年度 道路交通センサス一般交通量調査箇所別基本表」(建設省 平成11年)

##### 2)船舶

対象事業実施区域の北側には北九州港があり、フェリー発着場がある。北九州におけるフェリーの利用状況は、表3-22に示すとおりである。

表3-22 フェリー利用状況（平成12年度）

	乗船人員	降船人員	総計
旅客人員	817,236	735,766	1,553,009

注)表の人員数は、北九州市内のフェリー会社の合計

出典：「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)

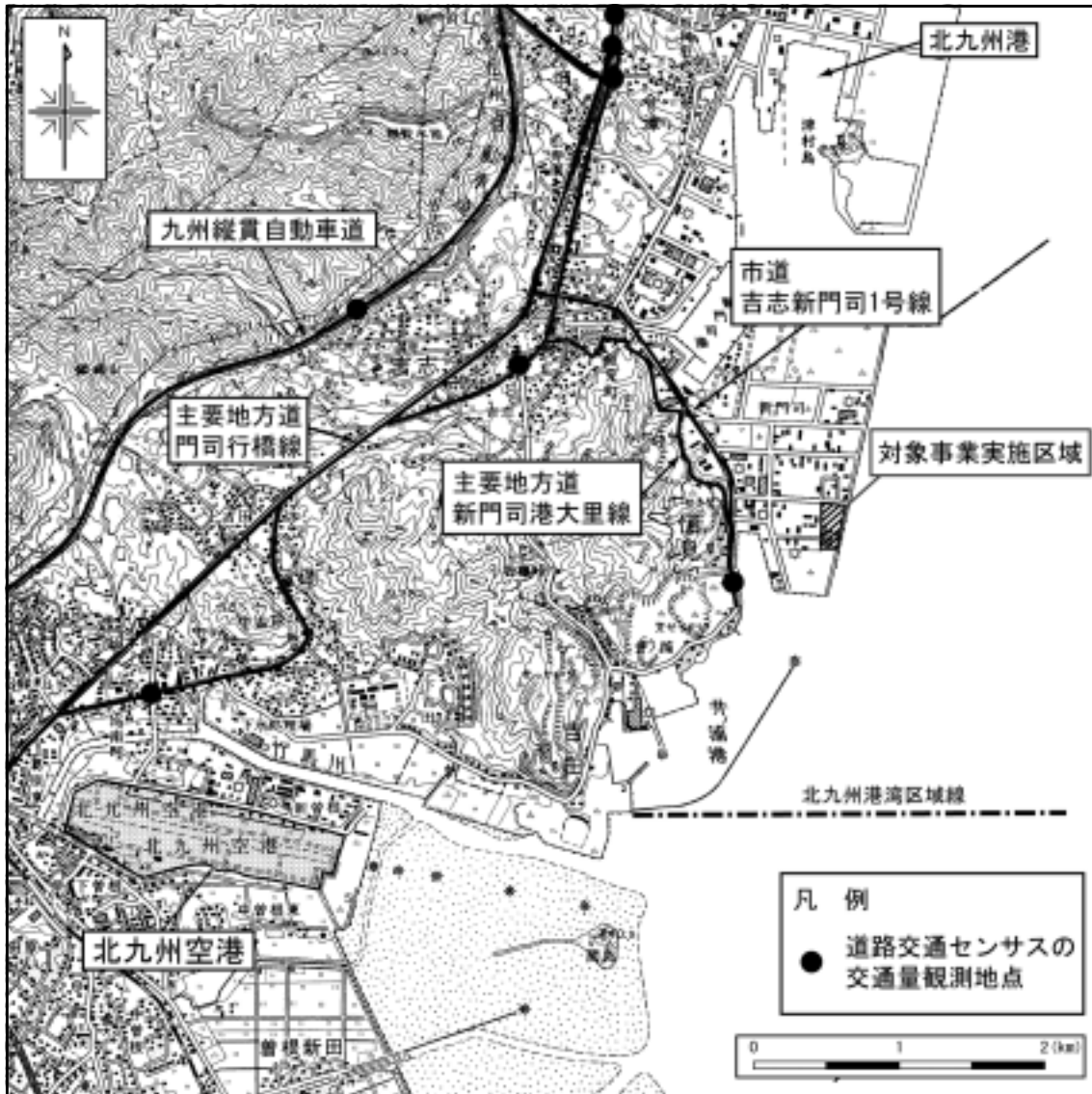
##### 3)航空機

対象事業実施区域の南西側には北九州空港がある。北九州空港における航空機の利用状況は、表3-23に示すとおりである。

表3-23 航空機利用状況（平成12年度）

	乗客	降客	総計
旅客人員	80,496	79,110	159,606

出典：「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)



出典：「平成11年度 道路交通センサス」(建設省 平成11年)

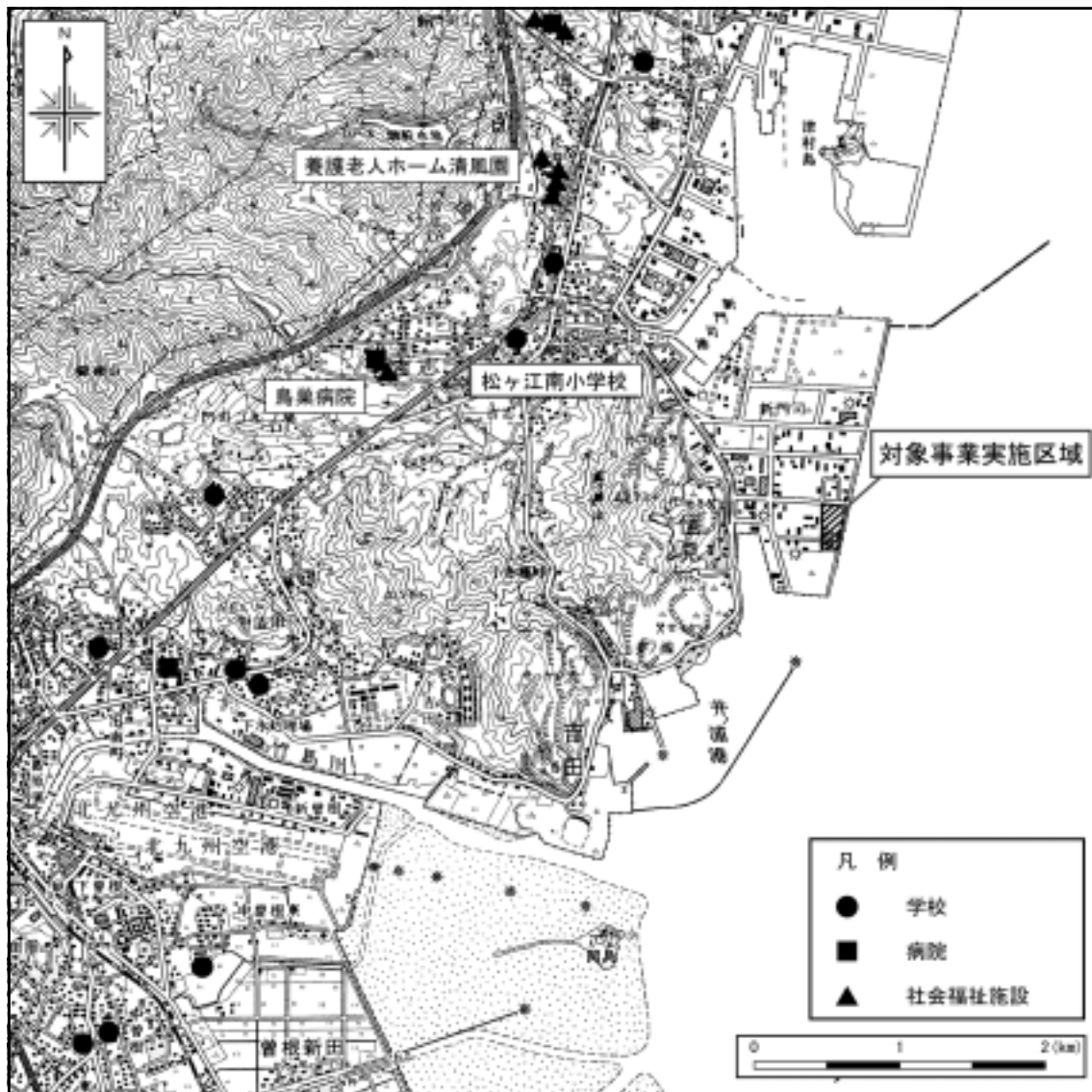
図3 - 21 交通の状況

(5)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺の学校、病院及び福祉施設の位置は、図3 - 2 2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの施設としては、北西約2 kmに松ヶ江南小学校があり、西北西約3 kmに鳥巢病院、北北西約3 kmに養護老人ホーム清風園がある。

また、対象事業実施区域付近では主要地方道新門司港大里線（県道71号線）の西側に住宅地がある。



出典：福岡県教育委員会資料（平成13年）、北九州市保健福祉局保健医療課資料（平成13年）

図3 - 2 2 学校、病院、福祉施設等の位置



(6)下水道の整備の状況

下水道整備状況は、表3 - 2 4 に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺の下水道計画図は、図3 - 2 3 に示すとおりである。門司区の下水道普及率は96.5%であり、北九州市全域の普及率は98.0%である。

表3 - 2 4 下水道の整備状況（平成13年度末）

	行政人口 （人）	処理人口 （人）	普及率 （％）
門司区	115,437	111,458	96.5
北九州市	1,010,338	990,364	98.0

出典：「2002事業概要」（北九州市建設局 平成14年）



**【凡 例】**

- |   |                  |   |           |
|---|------------------|---|-----------|
|  | 平成十三年度末 処理区域     |    | 平成十一年度末既設 |
|  | 認可区域 (上記処理区域を除く) |   | 幹線        |
|  | 処理区境界 (公共)       |  | 計画        |
|  | 市街化区域            |   | 幹線        |
|  | 行政区境界            |  | 計画        |

出典：「北九州市下水道計画図」(北九州市建設局 平成13年)

図 3 - 2 3 下水道計画図

(7)環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表3 - 25に示すとおりである。

表3 - 25 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること (昭和48年環境庁告示第25号)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること (昭和53年環境庁告示第38号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること (昭和48年環境庁告示第25号)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること (昭和48年環境庁告示第25号)
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること (昭和48年環境庁告示第25号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること (平成9年環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること (平成9年環境庁告示第4号)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること (平成9年環境庁告示第4号)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること (平成9年環境庁告示第4号)

水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、表3 - 26から表3 - 29に示すとおりである。また、対象事業実施区域前面海域の生活環境項目に係る水域類型は、A類型であり、全窒素・全燐に係る水域類型は 類型である。また、対象事業実施区域前面海域の生活環境項目に係る環境基準点は、図3 - 9に示すとおりである。

表3 - 26 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/? 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/? 以下
六価クロム	0.05 mg/? 以下
砒素	0.01 mg/? 以下
総水銀	0.0005mg/? 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/? 以下
四塩化炭素	0.002 mg/? 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/? 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/? 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/? 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/? 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/? 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/? 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/? 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/? 以下
チウラム	0.006 mg/? 以下
シマジン	0.003 mg/? 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/? 以下
ベンゼン	0.01 mg/? 以下
セレン	0.01 mg/? 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/? 以下
ふっ素	0.8mg/? 以下
ほう素	1mg/? 以下

備考 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2.「検出されないこと」とは、環境庁が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表3 - 27 生活環境の保全に関する環境基準<河川>（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学 的酸素要 求量(BOD)	浮遊 物質 量(SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
A A	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/? 以下	25mg/? 以下	7.5mg/? 以上	50MPN/100m? 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/? 以下	25mg/? 以下	7.5mg/? 以上	1,000MPN/100m? 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/? 以下	25mg/? 以下	5mg/? 以上	5,000MPN/100m? 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/? 以下	50mg/? 以下	5mg/? 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/? 以下	100mg/? 以下	2mg/? 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/? 以下	ごみ等の浮遊が見られないこと	2mg/? 以上	-

備考 1.基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。  
 2.農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/? 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

表 3 - 2 8 生活環境の保全に関する環境基準<海域> (昭和46年環境庁告示第59号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサ 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴自然環境 保全及びB以下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/? 以下	7.5mg/? 以上	1,000MPN/ 100? 以下	検出され ないこと
B	水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/? 以下	5mg/? 以上	-	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/? 以下	2mg/? 以上	-	-

表 3 - 2 9 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準 (平成5年環境庁告示第65号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/? 以下	0.02mg/? 以下
	水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/? 以下	0.03mg/? 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/? 以下	0.05mg/? 以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/? 以下	0.09mg/? 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域に ついて行うものとする。			

### 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表3-30から表3-32に示すとおりであり、また北九州市における騒音の地域類型指定は、表3-33に示すとおりである。なお、道路に面する地域の騒音に係る環境基準において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表3-31にかかわらず、表3-32に示す基準値を適用する。

表3-30 騒音の環境基準<道路に面する地域以外の地域>(平成10年環境庁告示第64号)

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表3-31 騒音の環境基準<道路に面する地域>(平成10年環境庁告示第64号)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

表3-32 騒音の環境基準<幹線交通を担う道路に近接する空間>(平成10年環境庁告示第64号)

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

**【備考】**  
 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

表3-33 北九州市における騒音の地域類型指定

地域の類型	あてはめる地域	時間の区分	
		昼間	夜間
A	騒音規制法に基づく第1種区域	6:00~22:00	22:00~翌日6:00
B	騒音規制法に基づく第2種区域		
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域		
備考	AA地域は指定しない		

注1) この表は都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

注2) 騒音規制法に基づく区域については、表3-37を参照。

出典:「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

土壤汚染に係る環境基準

土壤汚染に係る環境基準は、表3 - 34 に示すとおりである。

表3 - 34 土壤汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1?につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1?につき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1?につき0.05mg以下であること
砒素	検液1?につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1?につき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1?につき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1?につき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1?につき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1?につき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1?につき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1?につき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1?につき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1?につき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1?につき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1?につき0.002mg以下であること
チウラム	検液1?につき0.006mg以下であること
シマジン	検液1?につき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1?につき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1?につき0.01mg以下であること
セレン	検液1?につき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1?につき0.8mg以下であること
ほう素	検液1?につき1mg以下であること

2) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく環境基準

ダイオキシン類の環境基準は、表3 - 35 に示すとおりである。

表3 - 35 ダイオキシン類の環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

	基 準 値
大気質	年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質	年平均値が1pg-TEQ/?以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下

3) 北九州地域公害防止計画

北九州市のみを計画範囲とする「北九州地域公害防止計画」が昭和47年度に昭和56年度を目標年次として、福岡県知事により策定された。その後、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和57年度、昭和62年度及び平成3年度にそれぞれ5年間の延長計画が策定された。さらに、平成9年度には平成13年度を目標とする公害防止計画が策定された。この計画では、(1)交通公害対策、(2)閉鎖性水系の水質汚濁対策、(3)有害化学物質対策、(4)廃棄物・リサイクル対策の4つを主要課題に掲げ、重点的に各種の施策に取り組んでいる。

4) 公害防止に係る地域地区及び規制基準

大気汚染に係る規制

ア) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)・北九州市公害防止条例(昭和46年施行)による規制  
大気汚染防止法により、ばい煙の排出規制等が定められており、北九州市公害防止条例は大気汚染防止法の対象より小規模な施設の規制のほか公害防止協定の締結などについて定めている。

イ) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)による規制

廃棄物焼却炉のダイオキシン類に係る大気排出基準は、表3-36に示すとおりである。

表3-36 ダイオキシン類の大気排出基準<廃棄物焼却炉>(平成11年総理府令第67号)

[単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N]

特定施設の種類	施設規模	新設施設 排出基準	既存施設の排出基準	
			H14.11.30まで	H14.12.1から
廃棄物焼却炉 (火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上ま たは焼却能力50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	80	1
	2t/h以上 4t/h未満	1		5
	2t/h未満	5		10



## 水質汚濁に係る規制

- ア) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）・北九州市公害防止条例（昭和46年施行）による規制

水質汚濁防止法及び、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定工場からの排水規制を行っている。また、北九州市では北九州市公害防止条例により、水質汚濁防止法対象外の工場・事業場についても規制を行っている。さらに、洞海湾、響灘、周防灘を含めた瀬戸内海等について上乘せ排水基準が設定されている。

a. 水質総量規制

福岡県では県のCOD汚濁負荷量の削減目標値を達成するために「総量削減計画」を策定し、生活排水処理施設の整備、総量規制基準の設定等、総合的な汚濁負荷量の削減対策を実施している。

b. 富栄養化対策

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）により海域に係る窒素及び磷の排水基準が設定されており、北九州市では若松区と八幡西区の一部を除いたほとんどの市域における特定工場（50m<sup>3</sup>/日以上）が適用を受ける。

## 騒音に係る規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく特定工場等の騒音の規制に関する基準は、表3-37に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域であるため、第4種区域となる。

また、特定建設作業の規制に関する基準は、表3-38に示すとおりであり、自動車交通騒音の要請限度は、表3-39に示すとおりである。

表3-37 特定工場等の騒音に係る規制基準

時間 区域	6:00	8:00	19:00	23:00
	朝 ~ 8:00	昼 ~ 19:00	夕 ~ 23:00	夜 ~ 6:00
第1種区域	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	50デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

【備考】

〔区域の区分〕

区 域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、市街化調整区域
第3種区域	近隣商業、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域、工業専用地域、臨港地区

注) 島しょ、北九州空港の敷地を除く。

出典：「騒音と振動の手引き」（北九州市環境局 平成12年）

表 3 - 3 8 特定建設作業に係る騒音規制基準

	騒音規制法に定める規制内容	適用除外
作業場所の敷地境界地点の騒音レベル	85デシベル以下	-
作業禁止時間	午後7(10)時～午前7(6)時	
1日の作業時間	10(14)時間以内	
同一場所での連続作業期間	6日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

注1) ()内が適用される区域は、指定地域のうち、おおむね、工業地域・工業専用地域・臨港地区。  
ただし、そのうち学校・保育所・病院・図書館特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は除く。

注2) 適用除外欄の各項は次のとおり。

- 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- 人の生命、身体の危険防止のため必要な場合
- 鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- 道路法による占有許可(協議)または、道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- 変電所の変更工事で必要な場合

注3) 特定建設作業とは、くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、コンクリートプラント・アスファルトプラント、バックホ、トラクタショベル、ブルドーザ等を使用する作業。

出典：「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

表 3 - 3 9 自動車交通騒音の要請限度

[単位：等価騒音レベル]

区 域 の 区 分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

【備考】

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係わる限度は上表にかかわらず、下表のとおりとする。

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

[単位：等価騒音レベル]

注)「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路をいう。

自動車騒音の要請限度の区域

区域	都市計画法における用途地域
a区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

## 振動に係る規制

振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく特定工場等の振動の規制に関する基準は、表3-40に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域であるため規制区域外となる。また、特定建設作業の規制に関する基準は、表3-41、道路交通振動の要請限度は、表3-42に示すとおりである。

表3-40 特定工場等の振動に係る規制基準

区域 \ 時間	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

【備考】  
〔区域の区分〕

区域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注) 島しょ、北九州空港の敷地を除く。

出典：「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

表3-41 特定建設作業に係る振動規制基準

	振動規制法に定める規制内容	適用除外
作業場所の敷地境界地点の振動レベル	75デシベル以下	-
作業禁止時間	午後7(10)時~午前7(6)時	
1日の作業時間	10(14)時間以内	
同一場所での連続作業期間	6日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

注1) ()内が適用される区域は、指定地域のうち、おおむね、工業地域。

ただし、そのうち学校・保育所・病院・図書館特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は除く。

注2) 適用除外欄の各項は次のとおり。

災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

人の生命、身体の危険防止のため必要な場合

鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合

道路法による占有許可(協議)または、道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合  
変電所の変更工事で必要な場合

注3) 特定建設作業とは、くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業、剛球を使用して建築物

その他の工作物を破壊する作業、舗装版破砕機を使用する作業、プレーカーを使用する作業。

出典：「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

表3-42 道路交通振動に係る要請限度

区域 \ 時間	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

注) 区域については、表3-40参照。

出典：「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

悪臭に係る規制

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく敷地境界における悪臭物質の規制基準は、表3 - 4 3 に示すとおりである。

表3 - 4 3 悪臭物質の規制基準（敷地境界）

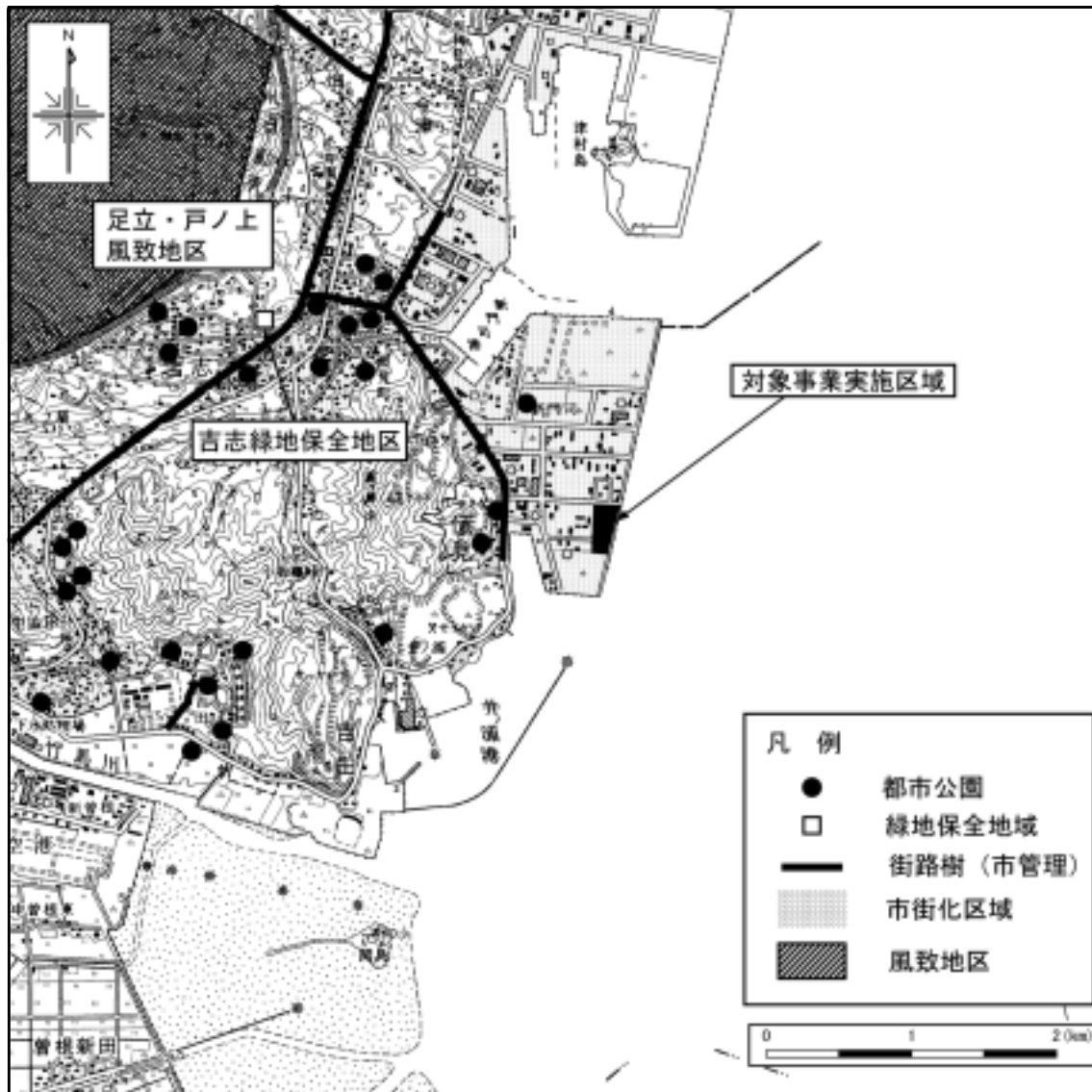
〔単位：ppm〕

項 目	規 制 基 準
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アンモニア	1.0
アセトアルデヒド	0.05
スチレン	0.4
ノルマル酪酸	0.001
イソ吉草酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
プロピオン酸	0.03
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3.0
メチルイソブチルケトン	1.0
トルエン	10.0
キシレン	1.0

出典：「大気規制の手引き」（北九州市環境局 平成13年）

5) 自然環境保全地域

対象事業実施区域周辺の自然環境保全地域は、図3 - 24に示すとおりであり、対象事業実施区域西側の企救山地には足立・戸ノ上風致地区及び吉志緑地保全地区がある。



出典：「北九州市公園緑化配置図」(北九州市建設局 平成9年)

図3 - 24 自然環境保全地域

6) 文化財等

対象事業実施区域周辺には、表3-44に示すとおり、小倉南区中吉田に市指定有形文化財「木造阿弥陀如来座像」(彫刻)がある。

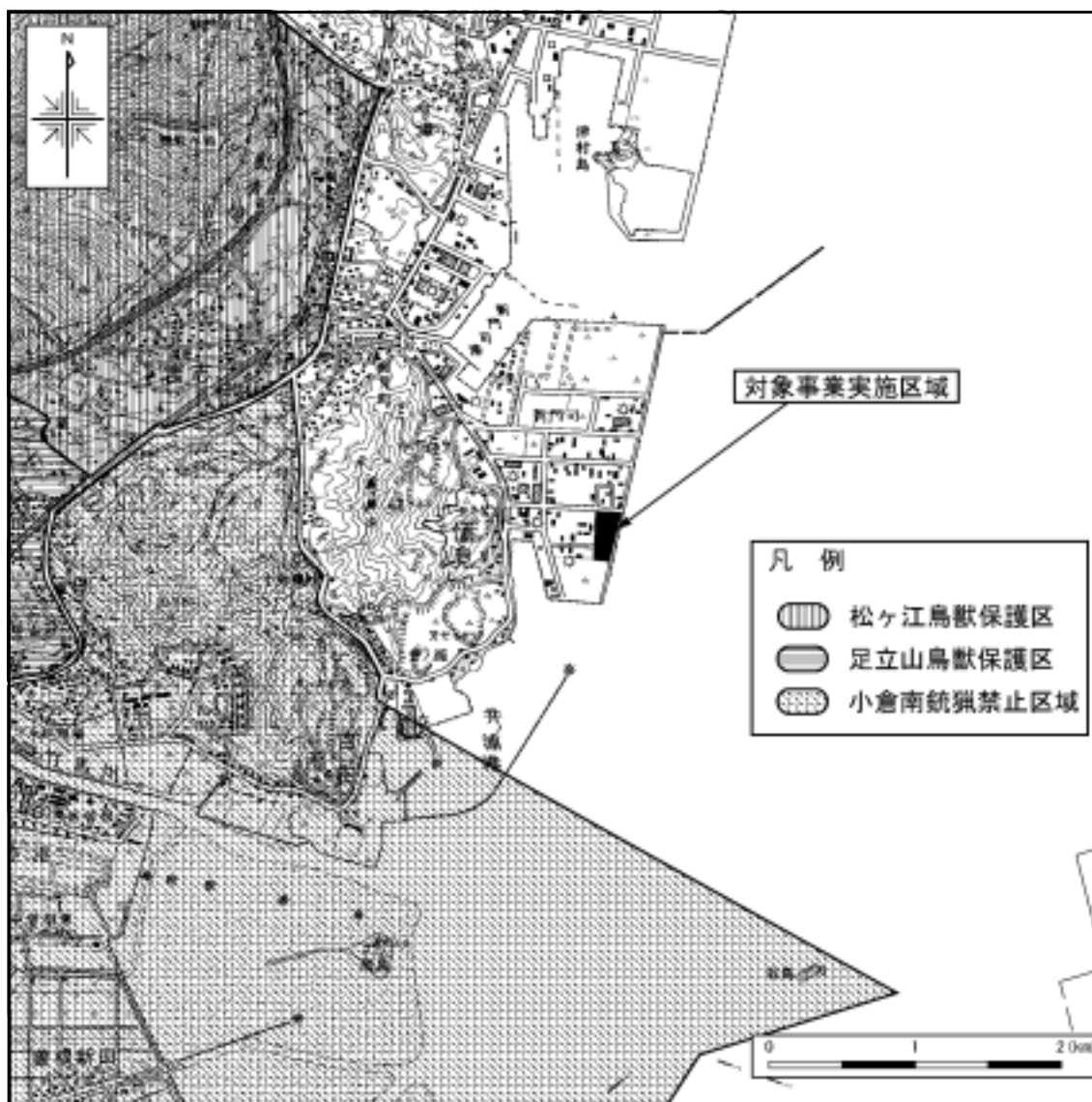
表3-44 文化財

種別	名称	数	指定年月日	所在地
市指定有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来座像	1軀	H6.3.30	小倉南区中吉田六丁目5番4号 宋光寺

出典：「北九州市の文化財」(北九州市教育委員会 平成11年)

7) 鳥獣保護区等

鳥獣保護区等位置は、図3-25に示すとおりであり、対象事業実施区域の西側の企救山地には鳥獣保護区が指定され、南側の曽根干潟周辺は銃猟禁止区域に指定されている。



出典：「福岡県鳥獣保護区等位置図」(福岡県 平成13年)

図3-25 鳥獣保護区等位置